

ノーマライゼーションかしわプラン (第3期柏市障害者基本計画(後期計画)・第5期柏市障害福祉計画)策定の方針

1 計画策定の背景

国は障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」を施行した。

平成25年6月に障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立した(平成28年4月施行)。この障害者差別解消法の成立により国内法の必要な整備がなされたことから、平成25年12月に障害者権利条約が国会承認され、平成26年1月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准した。

本市では、計画期間を1期9年とする「柏市障害者基本計画(前期・中期・後期)」と、3年毎に策定している「柏市障害福祉計画」があり、両個別計画を一体的な「ノーマライゼーションかしわプラン」として、計画的な障害者施策の推進を行っている。

平成29年度には、現行の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえて、次期「第3期柏市障害者基本計画(後期計画)」及び「第5期柏市障害福祉計画」を策定していくものとする。

2 計画の位置づけ

(1) 上位計画及び関連計画との整合性

計画の策定に当たっては、「総合計画」及び「地域健康福祉計画」を上位計画と位置づけ、整合性を図るものとする。

また、地域健康福祉計画が理念を共有する「子ども・子育て支援事業計画」(旧次世代育成支援行動計画)、「高齢者いきいきプラン21」等の個別計画との整合性を図るものとする。

《施策2-3「自立と支えあいの地域福祉の推進」 施策の実現によって目指す市の姿(施策の方針)》

地域生活支援基盤が整備されている等、支援が必要な方やその家族、介護者、関係者が安心して住みなれた地域の中で暮らせる共生社会の実現が図られています。

《施策実現のため、重点的に推進する取組》

取組内容	重い障害があっても高齢になっても障害者やその家族等が住みなれた地域の中で安心して暮らせるよう、障害者の地域生活を支える拠点機能の整備や居住の場の拡充等、障害者の在宅生活を支える基盤の整備を推進します。
重点事業 (実現手段)	1 障害者の地域生活を支える拠点機能の整備
事業内容	障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、居住支援と地域支援(相談・体験の機会・場、緊急時の受入・対応等)の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を整備します。

（2）法的根拠

本計画の策定における、両個別計画の法的根拠は次のとおりとなる。

■ 柏市障害者基本計画（後期計画）（第3期）

障害者基本法第11条で定める市町村障害者計画で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画である。

法定計画として、平成30年度からの第3期後期計画期間を担うものである。

■ 柏市障害福祉計画（第5期）

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条で定める市町村障害福祉計画で、「柏市障害者基本計画」の実施計画として位置づけられるものである。

法定計画として、平成30年度からの第5期計画期間を担うものである。

また、同条に基づき、次の事項に留意すること。

【以下の事項を必須記載事項とする】

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

【同条に基づき、下記計画及び他計画と整合を図る】

- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

※ なお、障害者総合支援法は本年度中の改正が予定されている。

(3) 計画名称

本市ではこれまで、「柏市障害者基本計画」及び「柏市障害福祉計画」を一体的なものとして策定し、計画名称を「ノーマライゼーションかしわプラン」としている。

今回の改訂においても、施策の推進性を確保するため、両個別計画を一体的に策定し、計画名称を引き続き、「ノーマライゼーションかしわプラン」(以下、「本計画'))とする。

3 計画対象期間

本計画の計画期間は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。

4 計画策定体制

(1) 策定に係る作業事務局の設置（策定作業）

計画策定作業等の作業事務局は、保健福祉部障害福祉課に設置する。

なお、本計画策定作業等の業務委託先として、(株) ジャパンインターナショナル総合研究所と業務委託契約締結済みである。

(2) 実務担当者による調整（事業調整）

関係各課との障害者施策の調整、基本理念・目標（案）、事業量の設定等を行うほか、障害福祉課においては現行計画における事業等の実績状況を調査する。

また、施策等の検討・課題の整理を行い、横断的な施策の検討を行う。

(3) 障害者健康福祉専門分科会の開催（素案の審議）

本計画の策定にあたり、学識経験のある者、障害者の保健福祉事業又は活動に携わる者で構成することとし、平成 29 年度の策定期間の間に 5 回の分科会を開催する予定。

(4) 柏市自立支援協議会の開催（素案の検討・意見調整）

本計画の策定にあたり、障害者の保健福祉事業又は活動に携わる者で構成される自立支援協議会において、素案の検討を行う。

平成 29 年度の策定期間の間に 4 回の協議会等を開催する予定。

5 市民からの意見・要望の収集

策定、会議経過等を広報やホームページにより広く公表し、市民への周知を図るほか、専門分科会を公開とする。また、アンケート調査（実施済み）、ヒアリング（実施済み）及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設ける。

（1）アンケート調査の実施

本調査は、第3期柏市障害者基本計画（後期計画）及び第5期柏市障害福祉計画の策定のため、障害者手帳所持者及び障害関係団体等の意見・要望を聞き、現在の市の状況やニーズを把握し、計画策定の参考とすることを目的に実施した（回収者数1,526人、回収率49%）。

（単位：人）

種類	対象者	人数
身体障害	身体障害者手帳所持者から無作為抽出	1,164
知的障害	療育手帳所持者から無作為抽出	379
精神障害	精神保健福祉手帳所持者から無作為抽出	294
難病患者	特定疾病療養者見舞金受給者から無作為抽出	396
こども	柏市こども発達センター通園者	83
	市内小・中学校特別支援学級通学者から無作為抽出	90
障害関係団体	市内障害関係団体会員に配布	680
合計		3,086

（2）ヒアリングの実施

当事者だけでなく、支援する側である事業所等の意見を聞き、支援者側が抱えている問題点や課題等を把握することを目的とした調査である。

市内の障害関係事業所や障害者団体等が集まった団体である、「かしわ障害者をむすぶ会」に協力を依頼し、意見聴取を行った。

また、その他に、障害者団体や委託相談支援事業所にもヒアリングを行った。

6 計画策定上の留意事項

（1）市議会への報告

策定後に報告する。

（2）県への報告

サービス見込み量、地域生活支援事業の見込量の国への中間報告及び確定数値を報告するほか、説明会等に参加し、情報交流を図る。

（3）情報の公開

策定後に広報・HP等で計画の周知を行うほか、公共施設に計画書を配架する。

また、概要版を作成し、市民・関係団体等への周知を図る。

7 計画策定スケジュール

別添資料を参照

8 障害者施策の動向

柏市の動向

平成 26 年度【実績】

- ・障害者相談支援室の開設
- ・東葛地区初の重症心身障害者（児）入所施設の開設
- ・強度行動障害対応型グループホームの開設
- ・重症心身障害者（児）に対応した日中活動支援事業所の開設
- ・ノーマライゼーションかしわプラン策定（平成 27～29 年度）

平成 27 年度【実績】

- ・特定疾病療養者見舞金の制度改正（対象疾患の拡大、対象 56 疾病→306 疾病）
- ・重度心身障害者医療費現物給付化
- ・日中一時支援に医療的ケア加算を創設

平成 28 年度【実績】

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する柏市職員対応要領を施行
- ・障害者差別解消支援地域協議会を設置
- ・喀たん吸引等第 1 号研修を委託により実施
- ・児童発達支援センターの開設（市内 2 か所目）

平成 29 年度【見込み】

- ・地域生活支援拠点（2 か所）の開設
- ・地域生活支援拠点運営協議会の開設
- ・ノーマライゼーションかしわプラン策定（平成 30～32 年度）

国・県の動向

平成 26 年 1 月

〔国〕障害者の権利に関する条約批准

平成 26 年度

- 1 月施行 〔難病患者に対する医療等に関する法律〕
〔国〕第 4 期障害福祉計画策定（平成 27～29 年度）
 - ・地域生活支援拠点の整備等
〔県〕第五次千葉県障害者計画策定（平成 27～29 年度）

平成 27 年度

〔県〕重度心身障害者（児）医療給付制度の改正
(8 月施行)

平成 28 年

- 4 月施行 〔障害者差別解消法〕
〔障害者雇用促進法〕（一部改正）
8 月施行 〔改正発達障害者支援法〕
〔国〕ニッポン一億総活躍プラン策定
 - ・地域共生社会の実現を目指す
 - ・地域共生社会実現本部の設置

平成 29 年度

- 〔国〕障害者基本計画（第 4 次）策定
第 5 期障害福祉計画策定
 - ・地域生活支援拠点の整備
 - ・医療的ケア児に対する支援
 - ・精神障害者の地域移行
 - ・発達障害者（児）の支援
 - ・障害者の就労支援
〔県〕第六次千葉県障害者計画策定

平成 30 年度

4 月施行予定 〔改正障害者総合支援法〕

